



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ル ア ー ト
代 表 者 名 取 締 役 社 長 友 岡 正 明
(コード番号 5644 東証スタンダード市場)
役 職 ・ 氏 名 執 行 役 員 中 川 潤 二
電 話 0 7 7 - 5 6 3 - 2 1 1 1

会 社 名 Gerbera holdings 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 水 谷 光 太

**Gerbera holdings 株式会社による株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

Gerbera holdings 株式会社は、本日、株式会社メタルアートの普通株式を、別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、Gerbera holdings 株式会社（公開買付者）が、株式会社メタルアート（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年5月14日付「株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年5月14日

各位

会社名 Gerbera holdings 株式会社
代表者名 代表取締役 水谷 光太

株式会社メタルアート（証券コード：5644）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

Gerbera holdings 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社メタルアート（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、コード番号：5644、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本公開買付けの内容

(1) 対象者の名称

株式会社メタルアート

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の概要

| | |
|----------|--|
| 公開買付けの目的 | 公開買付者による対象者の完全子会社化 |
| 買付け等の期間 | 2026年5月15日（金曜日）から2026年6月25日（木曜日）まで（30営業日） |
| 買付け等の価格 | 普通株式1株につき金7,600円 |
| 買付予定数 | 1,825,640(株) |
| 買付予定数の下限 | 867,000(株)（所有割合（注）：30.29%） |
| 買付予定数の上限 | 一(株) |
| 対象者の意見 | 対象者が2026年5月14日付で公表した「Gerbera holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年5月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。 |
| 決済の開始日 | 2026年7月2日（木曜日） |
| 公開買付代理人 | 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 |

(注) 「所有割合」とは、対象者が2026年5月14日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（3,157,382株）より、同

日現在の対象者が所有する自己株式数(294,742株)を控除した株式数(2,862,640株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる対象者株式(所有割合:30.29%)及び本不応募株式(下記「2. 本公開買付けの概要」において定義します。所有割合:36.23%)に係る所有割合は66.51%になります。

2. 本公開買付けの概要

公開買付者は、2026年4月10日に設立され、本日現在、スパークス・グループ株式会社(以下「スパークス」といい、関係会社及びその他の関連事業体と併せて、以下「スパークスグループ」と総称します。)の完全子会社であるスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社(以下「SATM」といいます。)が無限責任組合員を務める日本モノづくり未来2号投資事業有限責任組合(以下「日本モノづくり未来2号ファンド」といいます。)が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としております。なお、本日現在、公開買付者、スパークス、SATM及び日本モノづくり未来2号ファンドは、対象者株式を所有していません。

スパークスは、資産運用業(投資顧問業・投資信託委託業)を中核業務としており、1989年7月の会社創業以来、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指し、株式投資に留まらず、再生可能エネルギー発電所等の実物資産投資、未来創生ファンドに代表されるベンチャーキャピタル投資等、投資領域を広げてまいりました。スパークスグループが無限責任組合員を務める1号ファンドである日本モノづくり未来投資事業有限責任組合(以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。)は、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人材・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として2020年12月に設立され、これまでに株式会社IJTT、株式会社シンニッタン及び澤藤電機株式会社への投資実績を有しております。スパークスグループが無限責任組合員を務める2号ファンドである日本モノづくり未来2号ファンドは、日本モノづくり未来ファンドに続く取り組みとして、日本のモノづくりの持続的な発展に貢献することを目的として2026年4月に設立されました。

公開買付者は、本日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(ただし、ダイハツ工業株式会社(以下「ダイハツ工業」といいます。)が所有する対象者株式(1,037,000株、所有割合:36.23%、以下「本不応募株式」といいます。)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2026年5月15日から本公開買付けを開始することを決定しました。

本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に対象者の株主を公開買付者及びダイハツ工業のみとするを目的として実施される会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第180条に基づき行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。)、③本株式併合の効力発生を条件として対象者が実施する本不応募株式の自己株式取得(以下「対象者自己株式取得」といいます。)を実行するための資金を確保することを目的として実施される、公開買付者から対象者に対する、対象者自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供(以下「本資金提供」といいます。)、④ダイハツ工業による、対象者自己株式取得の方法による本不応募株式の売却、並びに、⑤対象者自己株式取得後に実施される、公開買付者に対するダイハツ工業からの出資にて構成され、最終的に、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が株主となった公開買付者による対象者の完全子会社化を企図しております。なお、本株式併合の詳細につきましては、下記「4. 本公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。また、公開買付者は、本取引の完了後に、対象者との間で吸収合併を実施することを予定し

ております（以下「本合併」といいます。なお、本日現在、本合併の実施時期及び公開買付者と対象者のいずれを吸収合併存続会社とするか等の詳細については未定であり、本公開買付け成立後に検討を行い、対象者と協議の上で決定する予定です。）。

なお、対象者自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額を基準として、対象者自己株式取得の対価を、対象者株式1株当たり5,627円に設定することを想定しております。対象者自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、対象者自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付け価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。また、本公開買付け価格を対象者自己株式取得における対象者株式の1株（本株式併合の実施前ベース）当たりの取得対価よりも高く設定することで、対象者株式の全ての取得に要する資金を対象者の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、対象者の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。

3. 本公開買付けの目的等

スパークスは、対象者との協議を通じて、2025年12月上旬、以下の考えに至りました。自動車業界は100年に一度といわれる大変革期にあり、世界的な脱炭素化（CN）の流れやCASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）時代においてOEM（注1）をピラミッドの頂点とした自動車ビジネスが変化する中で、軽自動車・小型商用車等の鍛造部品サプライヤーである対象者及び連結子会社2社（以下、これらを総称して「対象者グループ」といいます。）を始めとするサプライヤーは、目指すビジョンを明確化した上での経営変革の必要性に直面していることに加えて、CN達成に向け、パワートレイン（注2）の選択肢が広がりつつある中で内燃機関関連部品の需要が減少することから、過去と同様の内燃機関関連部品の数量的拡大を前提とした経営は困難であると認識しました。そのような事業環境の中で、対象者グループは、モノづくり現場の創意工夫や開発・設計部門の挑戦によって、既存部品領域における継続的な体質強化及び新規事業であるモータ事業などの新規領域の拡大の取り組みを推進しているものと認識しました。今後は、引き続き、既存事業の深化を追求しつつ、対象者特有の資産と組織能力を有効活用した新規領域の強化・拡大を、既存の枠組みに囚われずにチャレンジしていく、いわば両にらみの経営とそのため戦略的な資源配分が肝要と考えました。他方で、既存事業の深化の追求と対象者特有の資産と組織能力を有効活用した新規領域の強化・拡大の実施は、先行費用や大規模な設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、短期的には対象者グループの利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性が考えられ、上場を維持したまま同様の施策を実施すれば、一時的に対象者の株価に悪影響を及ぼす可能性や配当を維持できなくなる可能性も想定されます。それ故に、対象者グループが上場を維持したままこれらの施策を実施することは、対象者株主の皆様にも過度なリスク負担を生じさせる可能性も否定できず、相応の難易度があると考えました。また、対象者グループは1962年の株式会社大阪証券取引所市場第二部への上場以来、知名度の更なる向上による優れた人材の確保、社会的な信用力の向上による取引先の拡大等、上場会社として様々なメリットを享受されてきましたが、対象者グループのブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大いと考えられる一方、対象者グループが対象者株式の上場を維持するためには相応の負担（有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、株主からの株価に対する継続的なプレッシャー、これらに対応するための対象者グループ内の人的リソースの負担等）が必要となることから、今後も継続して対象者株式の上場を維持することのメリットは大きくないものとの考えに至りました。さらに、対象者の事業及びガバナンスにおけるダイハツ工業の役割及び重要度を総合的に勘案の上、ダ

イハツ工業が本取引前と同程度の出資比率に相当する対象者株式を保有し、対象者の経営への一定の関与を残すことは、対象者の事業発展・企業価値向上及びダイハツ工業の継続的な維持・発展に資するものであるとの考えにも至りました。

(注1)「OEM」とは、完成車製造を主な事業とする、完成車メーカーのことです。

(注2)「パワートレイン」とは、エンジン、クラッチ、変速機等のエンジンで生み出される回転力を駆動輪に伝達する仕組みのことです。

このような考えのもと、スパークスは、対象者と協議を重ねた結果、対象者株式を非公開化することを目的として、公開買付者を通じて本公開買付けを実施することを決定いたしました。

4. 本公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「2. 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及びダイハツ工業のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。その後、公開買付者は、公開買付者から対象者に本資金提供した上で、ダイハツ工業が本不応募株式を対象者自己株式取得によって売却し、公開買付者に対してダイハツ工業が出資することによって、最終的に、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が株主となった公開買付者による対象者の完全子会社化を企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2026年7月上旬頃を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年8月下旬頃を予定しているとのことです。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及びダイハツ工業が対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定とのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年8月下旬を目途に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

5. 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「4. 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイズアウト手続を実施することを予定しており、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年5月15日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。